

## 12 設備の管理状況

### 不適施設数

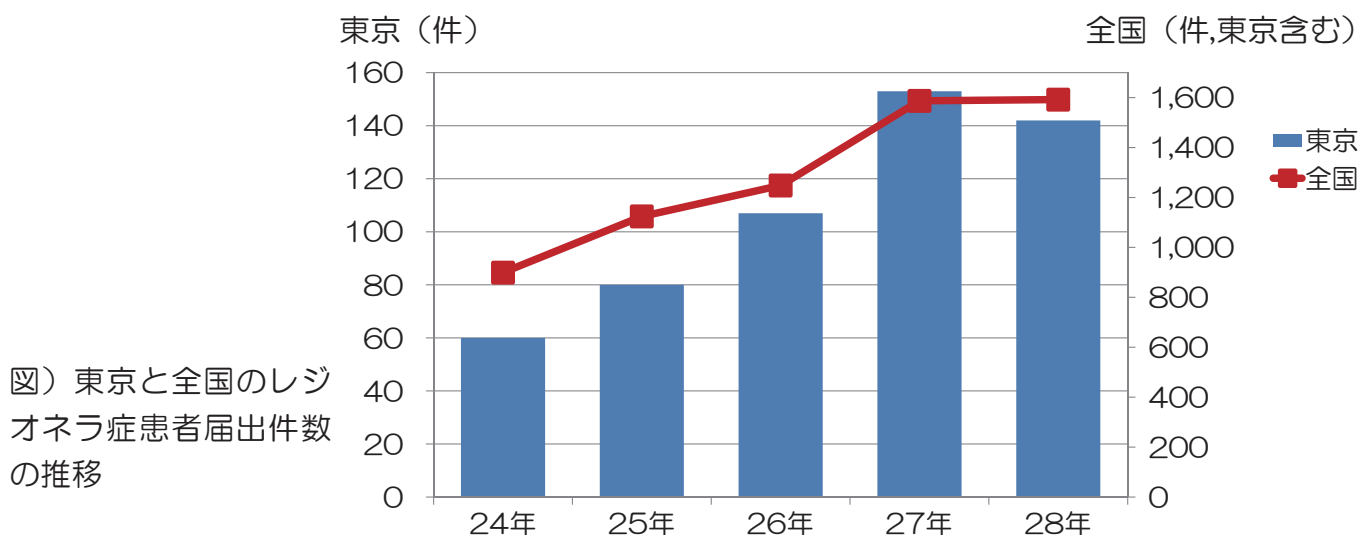
施設種別	調査施設数	不適施設数	不適施設割合 (%)
有料老人ホーム	65	53	82
特別養護老人ホーム	110	95	86
介護老人保健施設	53	49	92
軽費老人ホーム	10	9	90
養護老人ホーム	11	10	91
合計	249	216	87

都では、平成26年1月に都内の高齢者福祉施設で、レジオネラ症患者が複数発生した事例を受けて、平成26年度から平成28年度にかけて3年間の事業に取り組みました。

東京都福祉保健局高齢社会対策部が所管する入所型社会福祉施設等のうち、レジオネラ症の感染リスクが高い次の設備を有する施設に、都保健所が同局指導監査部と合同などで立入を行い、施設に対して「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」を周知徹底するとともに、施設が行う自主管理に対する技術的助言等の支援を行いました。

- 循環型浴槽 : 多人数が入浴できる浴槽で、浴槽水の浄化のためにろ過器を設置
- 循環型機械浴槽 : 車椅子やストレッチャーごと入浴可能で、補助水槽やろ過器を設置
- 循環給湯シャワー : 貯湯槽や循環ポンプがあり、湯を常時循環させてシャワー等に使用

その立入結果は、「不適施設数」及び「設備ごとの不適内容」の表のとおりです。不適件数が多いチェック項目について、各施設でも必要な管理ができていないか再度確認してください。



## 設備ごとの不適内容

チェック項目		循環型 浴槽	循環型 機械浴槽	循環給湯 シャワー
換水	浴槽水は毎日完全に換水している	40/126 (32%)	5/124 (4%)	
	毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水している	0/141 (0%)	0/82 (0%)	
エアロゾル 対策	気泡発生装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していない	0/117 (0%)	0/109 (0%)	
レジオネラ 属菌の検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っている	1/127 (1%)	16/122 (13%)	
	毎日換水していない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行っている	20/140 (14%)	2/83 (2%)	
ろ過器 配管	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っている	19/148 (13%)		
	ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っている	107/155 (69%)	58/124 (47%)	
集毛器	集毛器は毎日清掃している	70/155 (45%)	17/108 (16%)	
遊離残留 塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録している	18/156 (12%)	24/125 (19%)	
	遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上に保たれている	29/155 (19%)	22/120 (18%)	
貯湯槽	貯湯槽内の温度は、60℃以上に保たれている			16/128 (13%)
給湯	末端の給湯栓の温度は、55℃以上に保たれている			53/122 (43%)
	給湯栓の温度を55℃以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上に保たれている			44/89 (49%)
その他	帳簿書類を5年間保存すること。 浴槽水からレジオネラ属菌が検出されなように対策を講じること等	24/155 (15%)	20/123 (16%)	33/128 (26%)

不適件数／調査件数  
(不適割合)

# 13 レジオネラ症の患者さんが発生すると…

## 保健所の対応

レジオネラ症の患者さんが発生した場合は、保健所は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づきレジオネラ症の原因調査を実施します。



例えば東京都では、

レジオネラ症の患者さんの、過去 2 週間以内の旅行の有無や、宿泊したホテルや旅館、入浴施設の利用の有無など、レジオネラ症の原因となる施設や設備の利用状況を調査します。

(社会福祉施設の浴槽はこの入浴施設に該当します。)

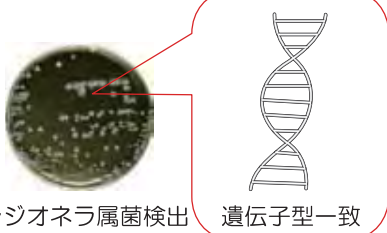


ホテル、旅館、入浴施設を利用した場合は、管轄する保健所(他道府県の場合もあります)に連絡し、保健所が必要に応じて浴槽水等の採水を行い、検査をします。



原因施設となった浴槽等については使用を停止し、保健所から配管等の洗浄を始めとする改善対策が指導されます。

## ひとくちメモ



浴槽水等でレジオネラ属菌が検出され、患者さんの痰に含まれるレジオネラ属菌と遺伝子型が一致するとその浴槽等が原因施設と特定されます。

## 施設の対応

日頃から入居者の他、デイサービスで浴槽を使用している方の住所、連絡先などを把握しておきましょう。

また、浴槽の利用者からレジオネラ症が疑われる患者が発生した場合は、**浴槽の使用を中止し、浴槽水等の消毒を行わずそのままの状態**で保存し、保健所に連絡してください。



## 14 安全を確保するために常に記録を

### 思い込みは危険です —「記憶」より「記録」を—

自分達の施設では起こらないという思い込みは危険です。

施設が問われるのは、日常の管理状況です。

「これはやったはず」という思い込みが、予期しなかった事態につながります。

- 残留塩素濃度の測定記録
- 集毛器の清掃記録
- ろ過器の逆洗浄、配管の消毒の記録

日々の管理を記録で確認することが利用者の安全を確保し、みなさん自身を不測の事態から守ります。

また、記録からより良い管理のための改善点を見つけることもできます。

**記録をつけること、それは、施設、管理者を守ることにつながります。**

施設の管理者は、自主管理点検票や水質検査結果等、浴槽水の維持管理に係わる帳簿書類を5年間保存しましょう。



**記録をつけること、それは施設を守ることにつながります**